

# 小児科診療 UP-to-DATE

2019年9月3日放送

## 「成育基本法」の目指すもの

日本小児科医会  
会長 神川 晃

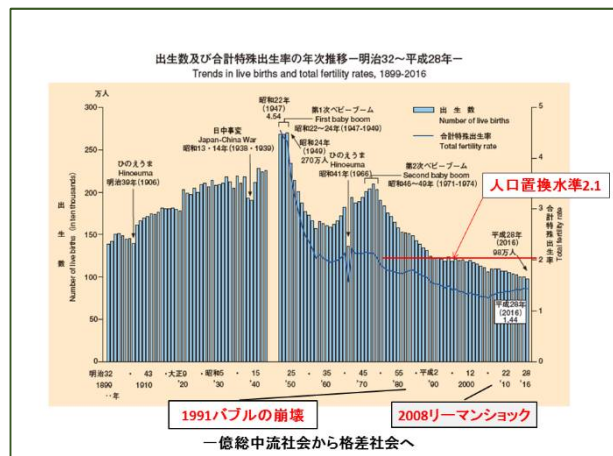
### 成育基本法の成立が求められた社会背景について

1989年（平成元年）に合計特殊出生率が1.57となり、1966年丙午の年の合計特殊出生率1.58を下回り大きな話題となりました。しかし、出生率の低下が続いているなか、第3次ベビーブームが起こると期待された時期、1991年にバブルの崩壊が起こり、それから立ち直る頃に、再びリーマンショックが発生したため、以後出産数は減少傾向を続けています。経済の停滞と相まって、社会は次第に一億総中流社会から格差社会へと変化しました。出生数は減り続け、2018年には92万人を下回り80万人台に突入する勢いです。

非正規労働者は増加して、雇用労働者の3分の1を占めるようになりました。企業の内部留保は増加しましたが、労働者の平均賃金はバブルの崩壊前の水準に戻らず、結婚願望はあっても結婚できない世代が増加しました。

1994年政府は少子化に対し、就業援助のため、保育園対策を主としたエンゼルプランを策定しました。5年後、保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育などの事業も加え

られました。更に2003年には、家庭や地域での子育ての力の低下に対し、社会で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。また、同年「少子化社会対策基本法」が議員立法され、子どもが健康に育つ社会、子どもを産み育てることに喜びを感じることのできる社会へ



の転換を施策とした大綱がまとめられました。

2005年に日本の総人口が減少しはじめ、親が働いているかいないかにかかわらず、すべての子育て家庭を支援する、妊娠・出生から大学生に至る年齢進行ごとの子育て支援策へと拡大しました。2010年相対的子どもの貧困率が15.7%と、OECD加盟国34カ国で10番目に高く、ひとり親では50.8%と最も高いことが報告されました。同年の子ども・子育てビジョンは、個人に過度な負担を負わせる子育てから、社会全体で子育てを支える「子どもと子育てを応援する社会」を目指す方針となりました。

今まで各種の施策が実施されてきましたが、十分な財政的裏付けなかったため、少子化の進行を止めることができませんでした。2012年成立しました「子ども・子育て関連3法案」は、主として認定こども園対策であることも事実ですが、ここにきてやっと子どもに特定した財源措置がつけました。この財源は消費税の増税分です。

2017年から仕事と子育てを両立できるように、「夢を紡ぐ子育て支援」の取り組みが開始されました。この中の働きかた改革では、今まで問題になっていた非正規労働者の正社員化や待遇改善、被雇用保険の拡大が決まり、育児休業制度の見直し、貧困対策としてひとり親家庭・多子世帯への支援などが、重点取り組み施策となりました。色々な施策が実施されてきましたが、いまだに出生数は低下し続けています。

この原因は、今までの施策が、保育を中心とした保護者の就労支援が主で、性別役割分担の考えから脱却できず、育児休業期間中の働き方の自由度が少ないこと、また、西欧のように子どもを支援政策の中心に置き、子どもの育ちを家族で見守れるような、家族を包括的に支援する施策ではなかったことが大きいと考えられます。

## 成育基本法が成立するまで

1995年第5回日本小児科医会セミナーで「子どもの体が健康に育っていくために、社会は、そして国は何をすべきか」についてのシンポジウムが開催されました。その後、日本小児科医会、日本小児科学会、日本小児保健協会の3団体による協議会で議論され、新生児から思春期まで一貫して扱える医療、保健、福祉を包含する小児保健法の制定を喫緊の課題としました。この法律は、子育て支援策として、子どもの権利や発達を保障し、家庭や地域での子育て能力を向上させ、子どもを大切に育てること、また、少子化対策として子育て手当の拡充、育児と仕事の両立ができる社会などを施策とする理念法でした。その後、日本医師会に検討の場が移り、2008年、小児保健検討委員会で「仮称小児保健法」案がまとめられました。以後、小児保健法の内容は引き継ぎながら、さらに妊娠・分娩から乳幼児期、学童、思春期そして次世代を担うものまで、幅広い世代を対象とする成育基本法として検討を行いました。2018年5月に、超党派による成育医療等基本法設立推進議員連盟が設立され、同年12月8日成育基本法が参議院本会議において全会一致

### 少子化対策・子育て支援の変遷

- ・1994(平成6)エンゼルプラン  
今後の子育て支援のための施策の基本的方向について「緊急保育対策等5か年事業」
- ・1999(平成11)新エンゼルプラン「少子化対策推進基本方針」  
保育に、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加える
- ・2003(平成15)次世代育成支援対策推進法(2003年7月～)  
次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する
- ・2003(平成15)少子化社会対策基本法(2003年9月～)議員立法  
子供が健康に育つ社会、子供を生み育てることに喜びを感じることのできる社会へ
- ・2006(平成18)新しい少子化対策について  
親が働いているかいないかにかかわらず、全ての子育て家庭を支援する
- ・2012 子ども・子育て支援法等の3法案  
充当先が、少子化対策を含む社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化対策)に
- ・2013(平成25)少子化危機突破のための緊急対策  
結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化
- ・2017(平成29)夢を紡ぐ子育て支援  
非正規労働者の正社員化や待遇改善、育児休業制度の見直し、貧困対策



育て世代包括支援センターの機能の充実を図るため、地域子育て支援拠点事業のマイ保育園、マイ小児科を登録制で実施する、定期予防接種を全国どこでも受けられるようにする、世界水準に合わせた予防接種の公費による実施、自治体により差がある医療費助成制度の解消（子どもの医療費の無償化）、できるだけ地域格差がないように周産期を含む小児医療提供体制の見直し、経済格差により医療を受けられない子どもへの支援、子どもの医療・保

健情報の管理、子どもと保護者に有益な小児診療報酬の実現、様々な施策を横断的に実施するための子ども家庭庁の新設など、保護者がどこに住んでいても安心して子どもを産み、子どもを大切に健やかに育てられる、社会環境を整えることを、この法律で実現したいと考えています。

最後に、少子化が改善している国フランスでは、小児人口の減少に対し少子化対策ではなく家族政策が実施されています。家族を基礎とし、出産・子育てと就業の両立を図り、子育て費用を公費で負担しています。子どもを産み育てる個人の婚姻の有無に変わらず、また、離婚した場合の経済的な不利益を無くし、家族に提供する保育や働き方などに個人の裁量が大きく認められています。フランスでの家族施策は、日本の少子化対策とは大きく異なりますが今後も参考すべきと考えます。

### これからの小児医療・保健に必要なこと

子ども達が健やかに成育するように

ネウボラを参考に愛着形成に重要な乳幼児期の子育て支援を  
ポピュレーションアプローチで実施する

子どもと養育者に継続的にかかわり  
医療・保健を提供できる体制を構築する

「小児科診療 UP-to-DATE」

<http://medical.radionikkei.jp/uptodate/>